

フィリピン小売業自由化法の改正法の施行について

2022年2月

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

第1 はじめに

2000年に制定された小売業自由化法 (Retail Trade Liberalization Act of 2000、Republic Act No. 8762、以下「RTLA」)を改正する R.A.11595 が、2022年1月21日に遂に発効しました。

RTLAは、東南アジア諸国の中でも最も要件が厳しいと評価されており、特筆すべきは、最低資本金 USD250万という要件で、これは外国人投資家から極めて制限的であると評価されてきました。

フランクリン・ドリロン上院議員 (Senator Franklin Drilon) は、1月の声明の中で、RTLAの成立から22年経った今でも、フィリピンの小売業投資ポートフォリオは非常に貧弱であることを強調しました。2021年時点において、貿易産業省 (Department of Trade and Industry (以下、「DTI」)) に登録されている外国小売企業は46社のみであり、2000年以来、小売企業の増加はわずか年間2社となっています。

今回の RTLA の改正によって、小売業自由化が進み、外国直接投資に必要な後押しをすることが期待されています¹。以下、小売業自由化法に関する主な改正点について述べます。



第2 R.A.11595により導入された修正案

① 最低資本金規制を 25,000,000 ペソへ引き下げ

RTLA改正前は、フィリピンで小売業を営む外国企業は、最低250万米ドルという高額の最低払込資本金を維持することが求められていました。また、旧法では、払込資本金の額や、高級品や贅沢品に特化した企業であるかどうかによって、カテゴリー分けされることになっていました。

R.A.11595による改正により、分類はなくなり、すべての外国人小売業者は、25,000,000ペソ (およそ5700万円) の払込資本金を維持することのみが義務づけられました。

この資本金は、3年ごとに DTI、フィリピン証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、以下「SEC」)、フィリピン国家経済開発庁 (National Economic and Development Authority、以下「NEDA」) によって見直されます。

② 1店舗あたりの必要投資額を 10,000,000 ペソへ引き下げ

¹ http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2022/0110_drilon1.asp

1 店舗以上の実店舗を持つ外国人小売業者の最低投資額は、RTLA の改正後には USD 830,000,000 米ドルから 10,000,000 ペソ（およそ 2300 万円）に引き下げられています。

最低投資額には、有形・無形の総資産の価値が含まれ、共同利用のための投資額の日割り計算も含まれます。また、この改正により、払込資本金は、1 店舗あたりの最低投資額を遵守するための資産購入に充てることができることが明確になりました。

③ 外国人小売業者の資格の簡素化・投資委員会(Board of Investments、以下「BOI」)による事前資格要件の撤廃

旧法では、外国人小売業者の資格について複雑なリストを規定していました。その中には、親会社の最低純資産額、小売業での実績、世界中にある支店などが含まれており、BOI による事前審査が必要でした。

改正 RTLA では、上記の事前資格はなくなりましたが、外国小売業者は、フィリピン人小売業者の参入を禁止していない国の出身であり、資本金と投資額の要件を満たす必要があります。

④ 株式の公募不要

外国人持株比率が 80%を超える小売業は、開業後 8 年以内に 30%以上の株式を公開する必要がありましたが、改正後はその必要はなくなりました。

⑤ 労働政策の包含

改正 RTLA では、外国の小売業者は、外国人を雇用する前に、有能で能力があり、意思のあるフィリピン国民がいないことを判断するという労働法の要件を遵守しなければならないと明記されています。

⑥ 外資系小売業者による現地製品のプロモーションの奨励

外国の小売業者は、フィリピンで製造された製品の在庫を持つことが奨励されています。

⑦ 実施機関としての SEC と DTI

改正 RTLA では、以下のように監督省庁が分かれることとなり、外国人小売業者の監視・規制は DTI だけの責任ではなくなりました。

- ・ SEC- パートナiership、アソシエーション、企業、および
- ・ DTI- シングルプロパティ（個人事業主）

⑧ 罰則の軽減

以前は、小売業法に違反すると、6 年 1 日以上 8 年以下の禁固刑および 100 万ペソ以上 2000 万ペソ以下の罰金に処せられました。

これらは、4 年から 6 年の禁固刑と 100 万ペソ以上 500 万ペソ以下の罰金に引き下げられました。

第3 最後に

フィリピンにおける外資系小売業の要件緩和は、日本企業をはじめとするグローバル企業にとって大きなビジネスチャンスとなる可能性が高いと思われます。但し、法律はすでに施行されていますが、外資系小売業の投資家は、改正した RTLA の施行規則や規制（Implementing Rules and Regulations、以下「IRR」）をまだ待っている状態です。DTI は、SEC および NEDA と連携し、法律の発効から 90 日以内に IRR を発行することが義務付けられています。

今後、当事務所のニューズレターにおいてもアップデートをしていく予定です。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<著者>

	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p> <p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>